

研究機関、研究者のe-Radへの登録について

研究機関、及び研究者の府省共通研究開発管理システムe-Radへの登録をお願いします。

登録にあたっては、御所属の研究機関(企業、独立行政法人、大学等の法人)がe-Radに登録され、研究者本人の研究者番号(電子証明:ID)を取得しておく必要がございます。登録方法及び研究者番号の取得方法については以下のページをご覧ください。(文科省での登録の標準処理期間は2週間程度。)

テーマ名等の詳細データは後日当協議会より問合せ・登録いたしますので、研究機関登録のみ済ませてください。

(電子証明申請様式)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/download/index.html>

(研究機関、及び研究者の登録方法)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>

なお、e-Radへの研究機関登録手続きに日数を要します。

(e-Radへの研究機関登録に関するヘルプデスク)

電話番号： 0120-066-877

受付時間： 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

以上

補足:

☆「研究代表者(半角数字 8 桁)」のデータ確認方法☆

下記によりデータを確認ください。

e-Rad システムに、所属研究機関でログイン:

- メニューから 「研究者情報 検索・修正・移動・末梢」を選ぶ
- 「検索条件」に、自分の名前をカナ等で入力して表示する。
- 「研究代表者」と「半角数字 8 桁」が表示される。

※上記データは書類で送付されませんので、ご注意ください。

ホーム > 所属研究機関向けページ > 各種様式のダウンロード

所属研究機関向けページ

各種様式のダウンロード

▶ [「様式1-1 所属研究機関登録申請書（電子証明書発行申請書）」及び「様式2-1 事務分担者登録申請書」（Word 122KB）](#)

▶ [「様式1-1 所属研究機関登録申請書（電子証明書発行申請書）」及び「様式2-1 事務分担者登録申請書」（Pdf 162KB）](#)

[記入例（Pdf 211KB）](#)

▶ [「様式1-2 所属研究機関変更/削除申請書（電子証明書追加／削除／再発行申請書）」及び「様式2-2 事務分担者〔追加／削除〕・電子証明書再発行申請書」（Word 146KB）](#)

▶ [「様式1-2 所属研究機関変更/削除申請書（電子証明書追加／削除／再発行申請書）」及び「様式2-2 事務分担者〔追加／削除〕・電子証明書再発行申請書」（Pdf 173KB）](#)

[記入例（Pdf 187KB）](#)

▶ [「様式1-2 研究者情報登録／変更申請書（所属研究機関用）」（Word 56KB）](#)

▶ [「様式1-2 研究者情報登録／変更申請書（所属研究機関用）」（PDF 124KB）](#)

この様式は、所属研究機関において研究者情報の登録又は変更を行う際に、「同じ研究者が重複登録されています」というメッセージが表示され、登録又は変更が出来ない場合にシステム運用担当宛に提出してください。研究者番号の確認方法は[こちら](#)をご参照ください。

＜様式の送付先＞

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）運用担当

■ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況報告書

文部科学省へ提出する実施状況報告書の様式

チェックリスト様式及びチェックリスト操作マニュアルは、「所属研究機関ログイン」からログインした上で、「所属研究機関事務担当者向けメニュー」の「関係府省への報告・連絡」部分にアクセスし、ダウンロードを行ってください。

農林水産省へ提出する実施状況報告書の様式

▶ [様式1 2010/12/27更新](#)

▶ [様式2 2010/12/27更新](#)

e-Radへのログイン

▶ [システム利用規約等（必読）](#)

▶ [システム利用に当たっての事前準備](#)

▶ [各種様式のダウンロード](#)

▶ [操作マニュアル](#)

▶ [推奨動作環境](#)

▶ [システムのサービス時間](#)

▶ [用語集](#)

▶ [本システムで対象となる事業一覧](#)

▶ [よくある質問と答え](#)

[ホーム](#) > [所属研究機関向けページ](#) > システム利用に当たっての事前準備

所属研究機関向けページ

システム利用に当たっての事前準備

このページは、e-Radを利用するするために、研究機関の事務担当者の方に行なっていただく事前準備手続きについてお知らせするものです。担当者の方は、以下の内容に従って研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行ってください。

<事前準備の流れ>

| | |
|------------|---|
| 1 事務代表者 | 研究機関の登録申請手続き |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・所属研究機関登録申請書等の様式、必要書類を郵送する。 詳細は、下記「所属研究機関の登録申請手続きについて」をご覧ください。 <p>※すでに機関登録済みの機関で、申請内容に変更がある場合は、「研究機関の変更申請手続きについて」をご覧ください。</p> |



| | |
|------------|--|
| 2 事務代表者 | 電子証明書を取得（ダウンロード）する |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・e-Radシステム運用担当から、電子証明書の発行通知メールが送信されますので、電子証明書の新規発行手順をご覧いただき、電子証明書を取得（ダウンロード）します。 |



| | |
|------------|---|
| 3 事務代表者 | e-Radにログインする |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・電子証明書の新規発行サイトから取得（ダウンロード）した電子証明書をご利用のパソコンにインストールします。 ・郵送で届いたログイン情報通知書（事務代表者のログインID、パスワード）を使用しログインします。 |



| | |
|----------------|---|
| 4 - 1 事務代表者 | 所属研究機関の基本設定 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・部局コードの設定等、所属研究機関の基本設定を行なってください。 詳細は、操作マニュアル 2.3「所属研究機関情報の管理」をご覧ください。 |

| | |
|----------------|--|
| 4 - 2 事務代表者 | (事務分担者を置く場合) 事務分担者の設定 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・e-Radで事務分担者の登録を行い、事務分担者のログイン情報通知書を発行します。 詳細は、操作マニュアル 2.4「事務分担者情報の管理」をご覧ください。 ・ログイン情報通知書と電子証明書を事務分担者に配布しま |

e-Radへのログイン

- ▶ システム利用規約等（必読）
- ▶ システム利用に当たっての事前準備
- ▶ 各種様式のダウンロード
- ▶ 操作マニュアル
- ▶ 推奨動作環境
- ▶ システムのサービス時間
- ▶ 用語集
- ▶ 本システムで対象となる事業一覧
- ▶ よくある質問と答え

研究者向けページ

システム利用に当たっての事前準備

このページは、e-Radを利用するため、研究者の方に行っていただく事前準備手続きについてお知らせするものです。[「研究機関に所属していない研究者」](#)の方は研究者の登録申請の手続きを行ってください。[「研究機関に所属している研究者」](#)の方については、所属研究機関において手続きがなされます。

研究者の登録について

本システムの対象となる制度・事業に応募しようとする研究者は、あらかじめ研究者の登録を行う必要があります。

研究者の登録は、システムへのログインID、初期パスワードの付与というシステムを利用するためには必要なだけでなく、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究者番号」を発行し研究者の一意性を確保するために非常に重要なものです。

※この登録手続きはシステムを利用するためには必要な手続きです。各制度・事業によって応募できる研究者の範囲が異なりますので、応募資格等については、各制度・事業の公募要領等をご覧ください。

※「研究者番号」とは、研究者に一意に付与される研究者固有の番号です。複数の研究機関に所属する研究者であっても「研究者番号」はひとつになります。なお、文部科学省の科学研究費補助金の研究者番号はそのまま使用することができます。

a) 研究機関に所属している研究者

以下の研究機関、及び<6>各制度・事業で指定された研究機関に所属している研究者が該当します。

- <1>府省内外局、国立試験研究機関、特殊法人及び特別認可法人、独立行政法人
- <2>大学、高等専門学校、大学共同利用機関
- <3>地方公共団体、都道府県立試験研究機関
- <4>公益法人（財団法人、社団法人、その他）
- <5>民間企業
- <6>各制度・事業で指定された研究機関（例：文部科学省科学研究費補助金の機関番号を有している研究機関）

研究者の登録は所属されている研究機関の担当者に行っていただきます。システムを利用する場合は、各所属研究機関にお問い合わせのうえ、担当者の指示に従ってください。

※該当する研究者が所属する研究機関にあっては、研究機関の登録手続きなどの事前準備が必要になります。詳しくは、[所属研究機関向けページ「システム利用に当たっての事前準備」](#)をご覧のうえ、事務担当者による必要な手続きを行ってください。

b) 研究機関に所属していない研究者

上記の研究機関に所属していない研究者が該当します。
該当する研究者の方は、以下の区分・内容に従って、御本人による研究者の登録申請の手続きをお願いします。

登録申請の時期について

e-Radへのログイン

- ▶ システム利用規約等（必読）
- ▶ システム利用に当たっての事前準備
- ▶ 各種様式のダウンロード
- ▶ 操作マニュアル
- ▶ 推奨動作環境
- ▶ システムのサービス時間
- ▶ 用語集
- ▶ 本システムで対象となる事業一覧
- ▶ よくある質問と答え